

京都市告示第568号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成31年2月7日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
河 光浩	訪問鍼灸マッサージKE i ROW京都上京区ステーション	上京区上立売通室町西入上立売町16番地	平成31年1月29日
佐々木 照代	株式会社げんき鍼灸整骨院	南区唐橋堂ノ前町5番地2	平成30年12月7日
長岡 秀年	訪問マッサージOFA療養サポートセンター京都支店	伏見区向島吹田河原町1292F15号室	平成31年1月16日
野田 大智	伏見桃山整骨院	伏見区京町3丁目172番地1	平成31年1月17日
立入 郁弥	訪問マッサージKE i ROW伏見中央ステーション	伏見区深草西浦町6丁目74番地 Deft深草1階	平成31年1月4日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)